

指定学校変更 承認基準

	理由	承認基準	承認期間	必要書類
1	身体的な理由	心身の故障により遠距離の学校に通学することが困難な場合	状態が改善される日まで、ただし、最長学年末まで	・診断書
2	年度途中転居	保護者の申請理由が、変更するに相当であると判断でき、通学に支障がない場合	卒業年度末まで	・理由書
3	最終学年転居	小学校6年生・中学校3年生で転居し、通学に支障がない場合	卒業年度末まで	
4	「理由2、3」の弟妹	「理由2、3」により認められた兄弟と同じ学校へ進学する場合	卒業年度末まで	
5	学期途中転居	小学校5年生・中学校2年生の後期の途中で転居し、通学に支障がない場合	卒業年度末まで	
		各学期の途中で転居し、通学に支障がない場合	当該学期末まで	
		学校行事(修学旅行・運動会等)に参加の場合	行事終了まで	
6	転居予定	自己住宅等の新築・改築による転居予定のため、学校区外から通学する場合	転居日まで	転居予定を証明できる下記いずれかの書類の写し ①売買契約書又は賃貸契約書(写) ②建築確認書(写) ③建築請負契約書(写) ④上記以外で所在地、引渡し日が明記されている書類
7	特別支援学級通学	指定学校に特別支援学級がなく、自宅から最も近い学校の特別支援学級に通学する場合	卒業年度末まで	
8	「理由7」の兄弟姉妹	「理由7」により認められた兄弟姉妹と同じ学校へ通学する場合	「理由7」の児童生徒の期間	
9	その他の特別な理由	いじめ・不登校の状態にある場合		・理由書 ・校長の意見書
		何らかの事情(サラ金からの逃避・家庭不和等)により住民登録を行うことができない場合	適当と認める期間	・理由書
		住宅購入に係る資金借入先の指示により、住民票は異動させたが実際には異動前の住所地に居住している場合	転居日まで	・理由書 ・購入契約書(写) ・建築確認書等(写)
		保護者の就労形態あるいは疾病等によって、帰宅後の児童生徒を保護監督する者がいない小学生で、他の学校区の祖父母宅等で保護されている場合	申請理由が解消されるまで	・理由書 ・勤務証明書 ・理由書 ・保護者の診断書(全員分)
		不慮の自然災害等により住民異動を伴わずに居住する場合	元の居住地に転居するまで	・理由書
		指定中学校に希望する部活動がない場合	卒業年度末まで	・理由書
		小規模特認校制度により南畑小学校へ通学している小学校6年生のうち、那珂川南中学校への就学を希望する場合	卒業年度末まで	
		平成20年3月31日現在で観晴が丘に居住する者で、小学校に在学する児童を、保護者の意向により安徳小学校へ通学を希望する場合	卒業年度末まで	